

住宅用火災警報器の訪問販売等による最近の被害等（平成19年）

NO	日時・場所	内容	被害
1	平成19年1月13日11：00 北九州市小倉北区	若い男性がドアを開けるといきなり入ってきて、警報器の説明をし、クレジット契約をしてしまった。	482,400円 （後に契約解除の手続きをした。）
2	平成19年1月22日15：00 北九州市小倉北区	業者らしき者が、警報器の訪問販売に来たが、説明を不審に思い、電話番号等を聞くと、帰っていった。	被害なし
3	平成19年1月22日16：30 北九州市小倉北区	業者が、団地一帯の未設置の世帯に訪問販売を実施していたもの。	被害なし
4	平成19年1月25日11：55 宮崎県小林市	男性2名が訪問し、購入を執拗に勧めたので、やむなく買ったもの。	23,000円 （市販で一個1300円程度）
5	平成19年2月9日16：00 豊前市大字沓川	一人暮らしの女性宅に消防署のほうからきましたとあって、男性が訪問し警報器の購入を勧めた、断ると、男性は又来るといって帰った。	被害なし
6	平成19年2月21日15：30 佐賀県鳥栖市本通町	一人暮らしの女性の住宅に男性2名が「火災警報器の設置が義務付けられた。」と申いって、セキュリティシステムの設置を強要し、長時間に亘り契約をせまり、契約した。	367,500円 翌日、ルーリングオフの申請を行った。
7	平成19年2月21日17：30 佐賀県鳥栖市本通町	一人暮らしの住宅に40歳前後の女性が一人で「防災建築課です、各家庭に火災警報器の設置が必要です」といってきたが、設置しているというのと、上がりこんで確認して帰った。	付近で、男性1名女性数名で、訪問販売をしていたらしいが、販売等の行為はなかった、また、被害もなかった
8	平成19年2月4日11：30 佐賀県嬉野市嬉野町	30歳くらいの男性2名が火災警報器の設置が義務付けられたことなどを話したようだが、よく内容が分からなかった。台所に男が入り1個2万円といい白紙にサインと押印を求めてきたが、サインだけしたところ、その紙を持って立ち去った。	被害なし
9	平成19年2月5日9：00 佐賀県藤津郡太良町	男性2名（60代・70代くらい）が来て、火災警報器が義務付けられたとあって、2名で勝手に台所に設置し2万円を請求され、代金を支払った。	20,000円 （NOATEK：1300円前後）
10	平成19年2月21日15：30 佐賀県鳥栖市鳥栖町	一人暮らしの女性（老人）の家に男性2名が来て、火災警報器が義務付けられたとあって、セキュリティシステムの設置を強要し、2時間半に亘り契約を迫り、契約した。	367,500円 （翌日、鳥栖市民協働推進係からクーリングオフを行ったと連絡があった。）

11	平成19年12月5日 午前10時ごろ 大分県日田市天瀬町五馬市	男性2人が家を訪れ、消防法の改正により、住宅用火災警報器を付けなければ違反であるとの説明をし、1個取り付け29000円請求され支払ったもの。	29000円 (ノアテック製 煙感知器)
12	平成19年12月7日 11時ごろ 大分県竹田市	2人組(60・50歳代)の男性が来て、消防法の改正で、住宅用火災警報器を設置しないと違法になります。現在この地区を順次設置していますので付けてくださいと言って勝手に家に上がり、1個設置し、代金2万9千円を請求された。持ち合わせがないと断ると、分割でもいいからと内金の1万4千円を受け取り、慌てて帰って行った。	14000円 (ノアテック製 煙感知器)
13	平成19年12月8日 午前中 大分県日田市天瀬町出口	73歳の女性宅に男性2人がきて、1個29000円で購入を求められたが、断った。	被害なし
14	平成19年12月8日 午前中 大分県日田市天瀬町出口	73歳の女性宅に男性2人がきて、1個29000円で購入した。	29000円 (ノアテック製 煙感知器)
15	平成19年12月10日 午前11時30分ごろ 大分県竹田市久住町	作業着姿の男性2名が訪れ「住警器の設置が義務付けられ全戸に順番で設置している。付けなければ法律違反になる」と言って台所に1個煙感知器を設置した。金額は29000円と言ったが、持ち合わせがないという1万円を支払った。	10000円 ヤマトプロテック(株) ケムピー、マンガン電池使用(寿命1年未満)
16	平成19年12月12日 午前13時40分ごろ 熊本県球磨郡球磨村	83歳の一人暮らしの女性宅に、男性2名が訪れ、「先日もちたが、球磨町全戸に取り付けたが、ここだけ付いていない」といって、台所を見て回った。一人の男が、ここがよいと言って、仏間に設置させた。代金を支払ったが、高額なので隣人に相談し、判明した。	29000円 (ノアテック製 煙感知器)